

# 伐採木の処理方法について

## ●島内における伐採木処理方法について(令和6年4月1日～)

これまで島内で排出される伐採木の多くは中之郷埋立処分場に搬入されておりましたが、2月2日の火災発生に伴い、より適正な処理が求められ、以前と同様に中之郷埋立処分場で処理することが困難となりました。そこで関係各所と早急に調整し、4月1日より下表の通りとなります。

排出者	品目	持ち込み先
個人(一般家庭)	少量(1日100kgまで)の 枯枝、枯草、枯葉(径5cm・長さ50cmまで)	クリーンセンター(無料) ※集積所に出す場合、1世帯2袋まで
	伐採木(径20cm・長さ120cmまで)	八形山リサイクルヤード(無料)
	伐採木(径50cm・長さ300cmまで)	南原処理場(有料)
	※草・葉・根を除く	
事業者	少量(1日100kgまで)の 枯枝、枯草、枯草(径5cm・長さ50cmまで)	クリーンセンター(有料)注1 ※集積所に出す場合、1事業者2袋まで
	伐採木(径50cm・長さ300cmまで)	南原処理場(有料)
	建設工事に係る伐採木 (径50cm・長さ300cmまで)	南原処理場(有料) ※産業廃棄物となるので、事前に有明興業八丈島営業所にご相談ください。
	※草・葉・根を除く	

- ・注1 事業者も搬入出来ますが、事前に事業所届を出し、事業系ごみ処理手数料を町に納めている事業者に限ります。詳しくは住民課環境係までお問い合わせください。
- ・個人と事業者の判断について…  
会社名や屋号がなくても金銭を受け取り、請け負う伐採は事業者扱いとなります。虚偽の申告があった場合は、厳正に対処します。

## ●クリーンセンター ※1日100kgまで

品目：少量(1日100kgまで)の枯枝、枯草(径5cm、長さ50cmまで)

受付時間：午前9時～正午、午後1時～5時まで

施設休業：第1・3・5土曜日、日曜日、年末年始

- ・枝や草は必ず枯らし、土は払い落してから持ち込んでください。
- ・1世帯(事業者)につき1日100kgまでとします。
- ・枯枝・枯草は袋に入れる必要はありませんが、2t以上の車両での搬入は出来ません。
- ・搬入者自身で降ろしてください。

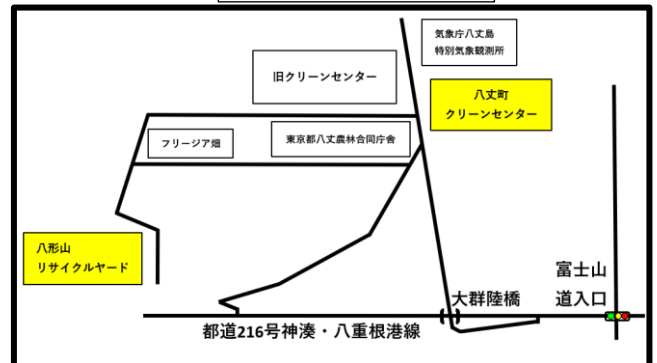
## ●八形山リサイクルヤード ※事業者持ち込み不可

品目：個人(一般家庭)から排出される伐採木  
(径20cm、長さ120cmまで、草・葉・根は除く)

受付日時：毎週日曜日 午前9時～午後5時まで

- ・リサイクル出来ないもの(落ち葉、草、つる、根、廃材など)は搬入できません。
- ・径5cm以上の伐採木はチップ化に向かないため、枝打ちして搬入してください。
- ・搬入者自身で降ろしてください。
- ・2t以上の車両での搬入は出来ません。
- ・薪や破碎したチップは、本施設内で無償提供しています。

施設案内図



## ●南原処理場(有明興業八丈島営業所)※有料での処理

品目：個人（一般家庭）から排出される伐採木  
：維持管理に伴い事業者から排出される伐採木  
（径 50 cm、長さ 300 cmまで、草・葉・根は除く）

受付時間：午前 9 時～正午、午後 1 時～5 時まで

施設休業：第 1・3・5 土曜日、日曜日、年末年始

- ・一般廃棄物処理手数料（八丈町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 11 条第 2 項関係）

伐採木	10キログラムまで	200円+消費税相当額
	10キログラムをこえるとき、10キログラムにつき	200円+消費税相当額

※手数料は、ごみ処理施設に設置した計量器の示す値による当該一般廃棄物の重量を基礎として算出します。ただし、当該一般廃棄物が少量の場合で、その表示が0キログラムとなるときであっても、200円+消費税相当額は徴収します。南原処理場（有明興業）搬入時に、その場でお支払いいただくので、手数料をご用意のうえ、持ち込んでください。後納は出来ませんので、ご注意ください。

- ・搬入者自身で降ろしてください。
- ・搬入車両は 4 トン車両までとします。
- ・粗大ごみと伐採木は混載しないでください。
- ・枝打ちの必要はありません。
- ・4 t 車両で 1 日 2 回以上の伐採木を搬入予定の方は、事前に南原処理場窓口までご連絡ください。

※受け入れヤードに限りがあるため、搬入日の調整をお願いする場合があります。

### ・建設工事に係る伐採木について…

建設工事に係る伐採木は産業廃棄物に該当します。建設工事とは新築、改築、解体、造園、道路、トンネル等の全ての工事を指します。ただし、造園は道路、運動場等の土木工事を伴う公園等の造成に限ります。

南原処理場では産業廃棄物の伐採木も受け入れています。径 50 cm、長さ 300 cmまで、草・葉・根は除く等の基準は同じですが料金等は異なります。有明興業(株)との産業廃棄物に関する契約が必要ですので、必ず搬入前に南原処理場（有明興業八丈島営業所）に事前にお問い合わせください。有明興業(株)八丈島営業所 電話2-4165

## ●大量の草・葉や根が出る場合について

草や葉はクリーンセンターで受け入れ可能ですが、施設の安定稼働のため、枯らした状態かつ径 5 cm、長さ 50 cm、1 日 100 kgまでしか受け入れ出来ません。また根に関しては現時点では島内で処理出来る施設や業者がありません。

排出者自身での自家処理にご協力下さい。

自家処理の具体的方法については以下の方法等がありますので、ご参考ください。

### ・自然還元

草は天日にさらせば枯れて減容し土と混ぜれば分解が進みます。根はバイオープ（小動物の生息空間）として利用することも出来ます。

【注意点】埋め立ては地盤沈下等の危険があります。長期間保管する際は5mを超えると発火の恐れがありますのでご注意ください。飛散防止対策（囲いを設ける等）も必ず講じて下さい。

### ・野焼き禁止の例外

野焼きは原則禁止されていますが、農業などでやむを得ず行う草木の焼却、落ち葉焚きなど日常生活で通常行われる軽微な焼却は、例外として野外焼却が認められています。ただし、ご近所の理解を得たうえで、煙や臭いで苦情が出ない程度の焼却量にとどめ、風向きや強さ、時間帯などの配慮が必要になります。

※消防および環境係へ連絡のうえ、火の後始末は必ず行ってください。（許可ではありません。）

【お問い合わせ】 八丈町住民課環境係 電話 2-1123